

令和6年9月24日会議提出議案一覧表

- 議案第19号 令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 教育委員会委員の任命について
- 議案第21号 公平委員会委員の選任について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第10号 専決処分した事件の報告について（接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 報告第11号 専決処分した事件の報告について（自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 報告第12号 専決処分した事件の報告について（自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）

令和6年9月24日会議提出議案概要

議案第19号 令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第3号）
（別紙の補正予算の概要を参照）

議案第20号 教育委員会委員の任命について

議案第21号 公平委員会委員の選任について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
（内容については9/6の全員協議会で説明）

報告第10号 専決処分した事件の報告について（接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
（総務課）

令和6年6月27日午後4時6分頃、鳥羽四丁目の国道42号付近において、市道西側田町続線から当該国道へ進入しようとしたところ、市役所方面に向かって走行中の自転車と接触し相手方を負傷させた事故に関する和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

<内容>

損害賠償の額 118,131円

相手方



報告第11号 専決処分した事件の報告について（自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
（建設課）

令和6年6月9日午後4時頃、鳥羽一丁目の市道佐田宮田日和山線において、民有地から当該市道へ出る際に道路側溝の蓋が跳ね上がり、相手方車両の底部を破損させた事故に関する和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

<内容>

損害賠償の額 345,506円

相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

報告第12号 専決処分した事件の報告について（自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（建設課）

令和6年6月9日午後4時頃、鳥羽一丁目の市道佐田宮田日和山線において、民有地から当該市道へ出る際に道路側溝の蓋が跳ね上がり、相手方車両の底部を破損させた事故に関する和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

<内容>

損害賠償の額 11,600円

相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]